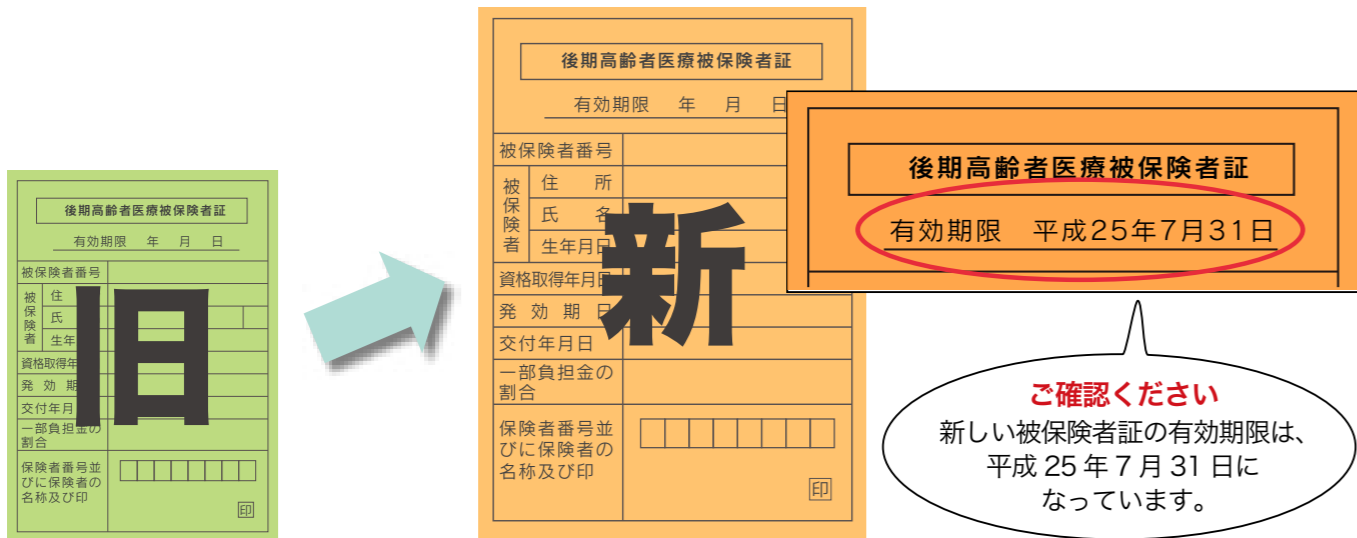


後期高齢者医療制度被保険者のみなさまへ 8月は保険証の定期更新月です



ご確認ください
新しい被保険者証の有効期限は、平成25年7月31日になっています。

【3割負担となる方】
被保険者が1人の場合
住民税課税所得が145万円以上で、総収入の合計額が383万円未満は1割負担に（申請が必要）、

【1割負担となる方】
同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満の方。

一部負担金の割合の判定方法

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「平成24年7月31日」となっているみどり色の「後期高齢者医療被保険者証」を、一人に一枚お渡ししています。7月中に保険医務課から、有効期限「平成25年7月31日」と記載された新しい被保険者証（オレンジ色）をお届けします。平成24年8月1日から平成25年7月31日までの一部負担金の割合（1割または3割）は、平成23年中の所得に基づき、改めて判定します。8月1日以降は、古い被保険者証は使えませんが、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。

平成23年度の認定証をお持ちの方で平成24年度住民税非課税世帯の方には、7月末までに保険医務課から「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が「平成24年7月31日」となっています。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（薄紫）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が「平成24年7月31日」となっています。平成23年度の認定証をお持ちの方で平成24年度住民税非課税世帯の方には、7月末までに保険医務課から「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。

お問い合わせ先
三好市保険医務課
電話 72-7613

臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。臓器提供についてよく考え、家族と話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。

臓器提供の意思表示にご協力ください

新しい被保険者証の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった方に他の方の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。臓器提供についてよく考え、家族と話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。

申請・健診 お済みですか？



お問い合わせ先
三好市保険医務課（電話 72-7613）

国民皆保険制度と国民健康保険

日本では、病気やケガをしたときに、その経済的な負担を軽減し、安心して治療が受けられるように、必ずすべての方がいずれかの公的医療保険に加入することになっております。これを国民皆保険制度といい、会社などの健康保険（健康保険組合・共済組合・協会けんぽ）に加入している方や生活保護を受けている方、後期高齢者医療制度に加入している方を除き、国民健康保険に加入しなければなりません。

国民健康保険の財源は、加入者の方に収入に応じて納めていただいた保険税と、国・県・市からの公費等で運営されている助け合いの制度です。「病気にならないから保険証はいらない」ではなく、いざというときにも安心して医療機関にかかれるよう、制度を正しく理解してみなさんで守っていきましょう。

申請してください！ 医療費の窓口負担が軽減できます

三好市の国民健康保険に加入されている方で、医療費の自己負担が高額になったときに「国民健康保険限度額適用認定証」または「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示すると、窓口負担が自己負担限度額までとなります。（食事代および保険適用外の差額ベッド代などの自己負担分を除く）交付には申請が必要となりますので、保険医務課もしくは各総合支所へ申請してください。

なお、70歳以上で住民税が課税されている方は、お持ちの「国民健康保険高齢受給者証」が認定証の代わりとなりますので、申請していただく必要はありませんが、70歳以上で住民税が非課税の方は、高齢受給者証よりも限度額が低くなりますので、申請が必要となります。

また、有効期限が平成24年7月31日までの認定証をお持ちの方には、住所地に更新用の申請書をお送りしておりますので、引き続き8月1日以降も必要とされる方は、更新の手続きをしてください。**注意**▼①限度額は所得区分によって異なりますので、所得の申告が必要です。②国保税を滞納していると、申請が認められない場合があります。

【手続きできる場所】
三好市役所本庁1階 保険医務課および各総合支所

【必要なもの】 保険証、印鑑

未然の予防が大切です！ 特定健診を受けましょう

特定健診は、40歳～74歳の方が対象で、糖尿病などの生活習慣病を予防し、心筋梗塞、脳卒中、腎臓病などの重大な病気を未然に防ぐための健診です。

総合健診で受診希望の方は、健康づくり課（☎72-6767）にお問い合わせください。

病院で受診される方は、「特定健診受診券」（6月末送付予定）に同封されている、『平成24年度特定健康診査実施機関一覧表』から病院を選び、電話でご予約のうえ、受診してください。

注意▼今年度、大歩危診療所での特定健診は行っておりません。来年度からの実施となりますので、ご了承ください。

【受診期間】 7月1日～12月31日
【受診時に必要なもの】

- 国民健康保険証・特定健診受診券（6月末に送付）
- 自己負担額（千円）

※健診当日にいずれか一つでもお忘れになると、特定健診を受診できない場合があります。

注意▼三好市国民健康保険以外（組合管掌健康保険、共済組合など）にご加入の方は、医療保険者が発行した「特定健康診査受診券」が必要となります。各医療保険によって、受診券の交付時期、自己負担額等異なっておりますので、ご加入の医療保険者または、職場の担当者へお問い合わせください。

私たちの大切な 地域医療を守るために

住民・医療者・行政が一体となり、「地域医療」を守っていくため、様々な情報を発信します



三好市医師会よりお知らせ

～市民公開講座を開催します～

三好市医師会ではこの度、市民の皆様方への健康啓蒙活動の一環として三好市と共催して、市民公開講座を定期的で開催することになりました。徳島市およびその周辺では、県や大学、その他の団体により、健康講座が頻回に開催されています。私達の地域におきましても、少しでも市民の皆様方のお役にたてればと考え、今回の企画を考えました。内容は病気の話だけでなく地域医療、健康づくりなど、幅広い分野から、第一線で御活躍されている方を講師にお招きしたいと考えています。

第1回目は三野町出身で徳島大学呼吸器・膠原病内科教授の西岡安彦先生をお迎えし、今秋、呼吸器疾患についての講演を予定しています。西岡先生は三野中学、脇町高校、徳島大学を卒業されたあと一貫して呼吸器疾患、特に肺がんおよびまん性肺疾患の研究を続けられ、昨年11月教授に就任されました。三好市出身者としては、徳島大学医学部教授に就任されたことは初めてであり、私達、三好市民といたしましても喜ばしい限りです。今後の御活躍を期待しています。

講演会の具体的日程がきまりましたら市報にてお知らせしますので、どうぞ皆様方ぜひ御出席いただきますようお願い申し上げます。

三好市医師会長 田岡 清三郎

三好市と三好市医療機関との 連絡協議会を開催しました



安全安心な三好市へ

～保健医療行政について協議～

5月30日、午後7時から三好市保健センターにおいて、平成24年度第1回三好市と三好市医療機関との連絡協議会が開催されました。

この協議会は毎年2回、三好市内の医師会の先生方や三好保健所長をはじめとする保健所職員、市長以下市職員が一同に会し、特定健診、予防接種、学校保健、地域医療や市実施の事業の説明・報告など、三好市の保健医療行政が抱える重要課題について協議をする会です。今回の会におきましても、診察終了後に関わらず、たくさんの先生方のご出席され、貴重な御意見・御指導などをいただき、充実した協議会となりました。今後とも医師会の先生方、三好保健所など関係機関と連携を図り、また御指導などをいただきながら安心安全な三好市となりますよう取り組んでまいります。

その一環として、三好市医師会と共催し、市民公開講座を開催いたします。多数の方の御参加をお待ちしています。なお、詳細につきましては後日お知らせします。

6/10

加藤ツネさん
(池田町白地)

祝百歳到達
おめでとうございませ

加藤さんは、現在体調を崩され市内の病院に入院されていますが、入院するまでは、とてもお元気で家庭菜園をしたり、歩いて近くへ買い物などに出かけていたそうです。

この日は県や市、家族や病院職員の方々に囲まれ祝福を受けられました。家族などから花束やバースデーケーキを受け取りお祝いの言葉に笑顔で大きくうなずいていました。これからもお元気で過ごしてください。



忘れずに届出を！ 児童扶養手当の現況届

児童扶養手当を受給されている方は、毎年8月に現況届を提出しなければなりません。これは受給状況を確認するためのもので、この届を提出しなければ、手当は支給されません。8月上旬に現況届の案内を送付いたしますので、案内に書かれている必要書類をご持参のうえ、三好市子育て支援課または各総合支所で現況届の提出を行ってください。

【提出期間】

8月15日(水)～8月28日(火)

【提出場所】

三好市子育て支援課または各総合支所

*児童扶養手当は、父母が離婚した児童や父または母が死亡した等の児童を監護または養育しているお母さんやお父さん、祖父母、おじ、おば、きょうだいその他の方に支給されます。

その他に支給要件や所得制限があり、申請制度となっておりますので、該当されると思われる方は、子育て支援課までご相談ください。

お問い合わせ先 三好市子育て支援課 (電話 72-7648)



三好市サポートファイル エールをご活用ください

三好市では、障がいのある人や、発達について相談・支援を必要とする人が、乳幼児期から成人期までのライフステージで途切れることなく一貫した支援を受けられることを目的に、「三好市サポートファイル エール」を作成しました。

●サポートファイルとは

福祉施設・医療機関・保育園・学校などで受けた支援内容を記録・保管するファイルです。関係機関へ提示することで、正確な情報の伝達を図られ、乳幼児期、学齢期、青年成人期のライフステージを通して、一貫したよりよい支援が受けられるようにするものです。

●内容

「乳幼児期版」・「学齢期版」・「青年成人期版」の3部構成となっております。

各時期の特性を考慮した支援の基本となる情報(生育歴・医療情報・福祉情報など)が記録できるようにしています。

●配布場所

サポートファイルは、特別な支援や配慮を必要とする子ども

さんの保護者やご本人で希望する方に、次の場所で無料で配布します。

【乳幼児期版】健康づくり課・在籍する保育所・幼稚園・教育委員会学校教育課

【学齢期版】在籍する小学校・中学校・学校教育課

【青年成人期版】中学校(卒業時)・長寿障害福祉課

※「乳幼児期版」については、平成24年4月1日以降の出生のお子さんに新生児訪問時に全員に配布しています。

※各様式を三好市教育委員会のホームページに掲載していますので、ダウンロード(PDF形式)することもできます。



お問い合わせ先

三好市教育委員会 学校教育課
電話 72-3555